

農業災害補償法の一部を改正する法律

(平成一五年六月一八日法律第九一号)

一、提案理由(平成一五年四月二二日・参議院農林水産委員会)

国務大臣(亀井善之君)

……………(略)……………

続きまして、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業災害補償制度につきましては、昭和二十二年の制度創設以来、半世紀以上にわたり、災害によって農業者が被る損失を補てんすることにより、農業経営の安定に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、我が国農業をめぐる情勢が大きく変化している中で、意欲ある農業の担い手が創意工夫を生かした農業経営を展開するための条件を整備し、農業の構造改革を推進するためには、担い手となる農業者の経営感覚の醸成に資する等の観点から農業災害補償制度を見直していくことが必要であります。

このような課題に対応して、農業者の経営実態に応じた補償の選択、農業生産の実態に即した合理的な補償及び農業共済団体の運営の合理化に資するため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業経営の実態に応じた補償の選択に資するための措置であります。

農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の引受方式につきましては、現行では、農林水産大臣による地域指定又は農業共済組合等による選択等により、地域ごとに単一の方式とするのが原則とされておりますが、農林水産大臣による地域指定を廃止し、農業共済組合等が複数の引受方式を共済規程等で定めることができることとしております。また、乳牛の子牛及び胎児を家畜共済の共済目的に追加するとともに、果樹共済に樹園地単位方式を、畑作物共済に一筆単位方式を導入する等の措置を講ずることとしております。

第二に、農業生産の実態に即した合理的な補償に資するための措置であります。

農作物共済の災害収入共済方式に品種、栽培方法等による区分を導入するとともに、家畜共済の死亡又は廃用に係る共済金に支払限度を設けることとしております。

第三に、農業共済団体の運営の合理化に資するための措置であります。

農業共済団体の選挙権に係る規定を整備するとともに、農業共済団体の自治法規として共済規程又は保険規程を導入するほか、書面で行うこととされている共済細目書の提出を電磁的方法によることができることとしております。

以上が、これら二法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告(平成一五年四月二五日)

三浦一水君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会にお

ける審査の経過と結果を御報告いたします。

……………（略）……………

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案は、農業経営の実態に応じた補償の選択や農業共済団体の運営の合理化に資するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、農業生産法人の要件緩和と耕作者主義、特定農業団体となり得る集落営農の要件、多様な担い手の育成と農業共済の役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

討論を終局し、順次採決の結果、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案は多数をもって、また、農業災害補償法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院農林水産委員長報告（平成一五年六月一二日）

小平忠正君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案は、農業災害補償事業の健全な運営を図るため、農業経営の実態に応じた補償の選択に資するための措置等を講じようとするものであります。

両法律案は、去る四月二十五日参議院から送付され、六月四日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、六月五日亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十一日及び本十二日質疑を行いました。

……………（略）……………

次いで、農業災害補償法の一部を改正する法律案について採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。